

重点風景地区

「おがせ池地区」 風景形成基準



おがせ池地区は池周辺の眺望景観の保全と創出を図るため、平成 20 年 8 月に景観法に基づく地区独自の景観計画である「おがせ池景観計画」を施行しました。

この冊子はおがせ池景観計画の内容のうち、良好な景観の形成のための行為の制限（風景形成基準）を分かりやすく示したものです。建築行為などをする際にご活用下さい。

1 歴史と現状

◆ 歴史

おがせ池は周囲約 2km に及ぶ池で、春の桜、夏のスイレン、秋の紅葉、冬は霧に包まれ、そして鮮やかな鯉が泳ぎ、県下新八景の一位（昭和 34 年岐阜新聞）にも選ばれた、各務原市の名勝として市民に親しまれています。

昔より八大龍王や竜女などの伝説があり、神秘の池として多くの人々の信仰を集めています。特に「鯉」と「亀」は神の使いとして崇められ、おがせ池の中に浮かぶ社殿には、この池の守り神である八大龍王が祭られています。



空から見た現在のおがせ池地区

◆ 現状

この地区の魅力はおがせ池自身のみならず、周囲の里山に包み込まれるような風景も素晴らしく、東に天野山や愛宕山、西に各務山を配した、おだやかな山並みや水面に写る景色は、四季を通じて訪れる人々の心を楽しませ、眺望景観に優れています。

池沿いや山裾に広がる住宅は、高い建物が少なく家並みが揃い、池と山並みに調和した落ち着いたある住宅地を形成しています。



おがせ池に浮かぶ社殿

おがせ池の眺望景観



▲ おがせ池の西から天野山、愛宕山を望む



▲ おがせ池の北から各務山を望む



▲ 里山に囲まれた低層住宅団地



▲ 整備された遊歩道

おがせ池の現状

初夏には一面に咲き誇ったピンク色や白色のスイレンは、最盛期と比べると激減してしまいました。

スイレンが減ってしまった原因としては、水質の悪化や外来生物のミドリガメの増加など様々な要因が考えられます。

このため、スイレンを復活させようと地元住民、各務小学校、商店街、市などが連携して平成18年6月に「おがせ池スイレン復活プロジェクト推進委員会」を設立し、スイレン復活のための取組みが行われています。



最盛期のスイレン

◆ 風景づくりのテーマ

おがせ池周辺の眺望景観の保全・修復

◆ 良好な景観の形成に関する方針

おがせ池周辺の眺望景観は各務原市にとって非常に重要な景観資源です。景観的側面からも保全、修復を図るため、良好な景観の形成に関する方針を下記のとおり定めます。

方 針

- ・ おがせ池周辺の眺望景観の保全、修復を図る。
- ・ おがせ池の水質浄化に係わる整備を行うとともに、スイレンの復元方策を実施及び支援する。
- ・ おがせ池の魅力を向上させるため、フェンス、ガードレール、案内板等の公共施設類は、周辺の自然環境と調和する落ち着いた色彩、意匠とする。

眺望景観の保全・創出イメージ

風景形成基準は、建築物等の新築、改築する際のルールです。

おがせ池及び周辺の里山との調和に配慮した基準とすることにより、池周辺の眺望景観の保全と修復を図ることを目指しています。



▲ 周辺の景観に調和しない建物があると、景観が台無しになってしまいます。

建物に関するルールがないと・・・
景観を無視した建物が建つ可能性があります。



▲ 周辺の自然や建物（景観）との調和が図られると、このように素晴らしいひとつの景観になります。

建物の高さ、壁の色、勾配屋根など周辺環境に
配慮することでまとまりある風景になっています。

3

重点風景地区と風景形成基準

◆ 重点風景地区の範囲

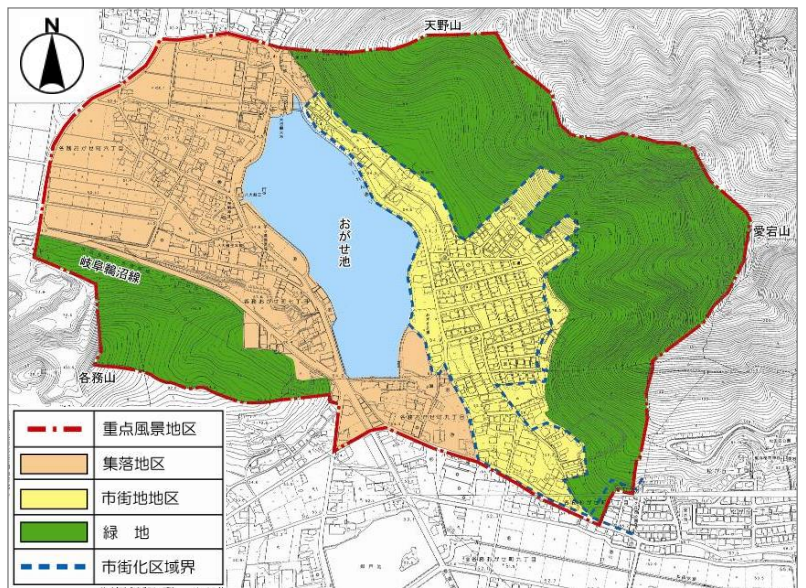
おがせ池地区の重点風景地区としての対象区域を、池からの眺めに配慮して右図に示す範囲で指定するものとします。

※ おがせ池景観計画で規定する景観計画区域と同一です。

また、土地利用の状況に応じて

「集落地区」、「市街地地区」、「緑地」の3つの区域に区分して風景形成基準を設定します。

- 集落地区：市街化調整区域内の既存集落
- 市街地地区：主に市街化区域内の住宅地
- 緑地：おがせ池から眺望できる山林



◆ 風景形成基準

重点風景地区に指定する区域にお住まいの方で、次のような行為をしようとする時は、事前に市へ届け出ていただくとともに、下記及び次項に示す風景形成基準に適合するようにして下さい。

- (1) 建築物の新築、増築、改築、改造や色彩を変更するような場合
- (2) 工作物・広告物等の新設や色彩を変更するような場合

※ 外観を変更しない、内部の改装などは届け出る必要はありません。

※ 届出不要な行為もあります。これらは各務原市都市景観条例及び施行規則で規定します。詳しくはお問い合わせ下さい。

おがせ池周辺地区 風景形成基準

集落地区

高さ(最高限度)

13mとする。(神社仏閣は除く。)

屋根

勾配屋根を原則とする。

色彩

外壁と屋根の色彩は緑豊かな周辺環境と調和する無彩色か落ち着いた色合いの低彩度色とする。

※くわしくは④風景形成基準の詳細をご覧ください。

垣・柵

おがせ池から見える位置に垣・柵を設ける場合は、生垣又は歴史的な趣と調和する形態・意匠とするよう努める。

広告物

広告物の素材及び色彩は自然豊かな周辺環境と調和するものとする。

※くわしくは④風景形成基準の詳細をご覧ください。

設備

おがせ池から見える位置にある空調室外機、ガスボンベ等の室外設備は目立たない位置に設けるか、周囲を格子等で覆うよう努める。

緑化

敷地内ではできる限り緑化に努めるとともに、適切な樹木の維持管理に努める。



自動販売機

おがせ池から見える位置にある自動販売機は、周辺の景観に馴染むような落ち着いた色彩とするか、周囲を板材で覆うなどの修景措置を施す。

おがせ池周辺地区 風景形成基準

市街地地区

高さ（最高限度）

10mとする。（神社仏閣は除く。）

屋根

勾配屋根を原則とする。

色彩

外壁と屋根の色彩は緑豊かな周辺環境と調和する無彩色か落ち着いた色合いの低彩度色とする。

※くわしくは④風景形成基準の詳細をご覧ください。

緑化

敷地内は高木を植栽するよう努めるとともに、適切な樹木の維持管理に努める。

広告物

広告物の素材及び色彩は自然豊かな周辺環境と調和するものとする。

※くわしくは④風景形成基準の詳細をご覧ください。

土地の形質の変更

のり面が生じる場合は周辺の景観に配慮し、芝、低木及び中高木等による緑化を行う。



緑地

歴史、文化の継承という観点から、おがせ池周辺の山林を保全するよう努める。
（緑の保全を図るため、各種法制度などに基づいた指定を検討する。）



- ※ 各務原市景観計画で規定する大規模な行為の対象となる建築物、工作物及び良好な景観の形成に支障をおよぼす恐れのある行為について、重点風景地区で規定する基準に加え、各務原市景観計画で規定する景観形成基準（各務原市色彩ガイドラインを含む）も適用するものとする。
- ※ 届出対象となる工作物は各務原市都市景観条例施行規則の規定による行為です。
- ※ 色彩に関する表示については、日本工業規格Z 8721 に定められた規格とします。

4 風景形成基準の詳細

風景形成基準の内容について、具体的なイメージやおすすめの修景事例を紹介します。

1 高さ（最高限度）

集落地区：13mとする。

（神社仏閣は除く。）

市街地地区：10mとする。

（神社仏閣は除く。）

2 屋根

集落地区・市街地地区 共通

勾配屋根を原則とする。（2寸～6.5寸）

良好な住環境の保全と周囲の山並みとの調和に配慮して、建物の高さは低く抑え、屋根は勾配屋根として下さい。
集落地区については、社寺等の歴史的な趣と調和するよう、屋根の素材は和風感のあるものとして下さい。

【建築物の高さ：市街地地区】

低層の統一感ある落ち着いた雰囲気
の住宅地としての連続性を保って下さい。



[高さ（最高限度）について]

- ・ 本景観計画の施行時に既にある建築物の高さが本景観計画で定める高さの最高限度を超えているものは、既存の高さまでの範囲において同一用途の建替えが可能です。ただし、既存の建築物と同階数での同一用途の建替えの場合に限り、やむを得ない理由がある場合は、既存の高さより若干の超過を認めるものとします。なお、建築物の高さは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第6号の規定によるものとします。
- ・ 都市計画法第29条各項に掲げる開発行為の許可を受けて行うもの及び土地収用法第3条各号に掲げる事業の行為地は、本景観計画における高さの最高限度の対象外とします。なお、これらの行為地の最高限度については市長と協議の上、別に定めるものとします。

3

色彩

※詳細については、「景観形成基準の運用方針」を参照

集落地区・市街地地区 共通

外壁の色彩は緑豊かな周辺環境と調和するものとし、基調色は無彩色（明度不問）か落ち着いた色合い（5R以上5Y以下）の低明度から中明度（明度：8未満）で、低彩度色（彩度：4未満）を原則とする。

アクセントカラーとして高彩度色を使用する場合は、外壁面積の5%までの範囲とする。

屋根の色彩は周辺の里山などへの眺望景観に配慮するものとし、無彩色か低彩度色（彩度：4未満）を原則とする。



自然豊かな山並みや社寺等の歴史的な趣と調和するよう、外壁や屋根の色彩は、無彩色又はアースカラー（茶系色、自然素材色）などの落ち着いたある低彩度色として下さい。

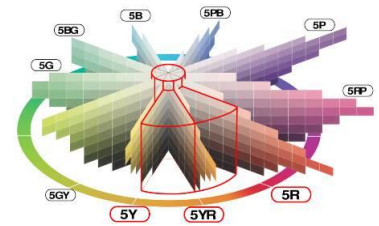
【 外壁のベースカラーとして使用可能な色 】

- 無彩色（明度不問）
- 有彩度色 色相：5R以上5Y以下
明度：8未満
彩度：4未満

無彩色の範囲



有彩度色の範囲



[色彩基準について]

- ・ 良好な景観の形成に特に配慮しているものやランドマーク的なもの、既存の建築物等と一体的な色彩とすることが望まれるようなものなどは本景観計画の風景形成基準における色彩基準の対象外とすることも可能ですが、この場合、あらかじめ各務原市景観アドバイザー又は各務原市景観審議会の同意を得なければなりません。
- ・ 木材、石などの自然素材、ガラスや金属などの素材色を活かした色彩計画とする場合は、本景観計画の風景形成基準における色彩基準の対象外とします。

4

垣・柵

集落地区

おがせ池から見える位置に垣・柵を設ける場合は、生垣又は歴史的な趣と調和する形態・意匠とするよう努める。

通りに面して設ける垣や柵は目立ちやすく、おがせ池の遊歩道を歩く人々に強い印象を与えます。やむを得ずブロック塀とする場合でも、素材や意匠を工夫したり、色彩も落ち着いたものとして下さい。

【 生垣と歴史的な趣と調和する塀の事例 】



5

緑化

集落地区

敷地内はできる限り緑化に努めるとともに、適切な樹木の維持管理に努める。

市街地地区

敷地内には高木を植栽するよう努めるとともに、適切な樹木の維持管理に努める。

緑が豊かなまち並みは日々の生活にうおいを与えます。庭木も大木に成長すれば地域のシンボルとなるため、適切な樹木の維持管理に努めて下さい。

【 緑豊かな住宅地の事例 】



6

設備

集落地区

おがせ池から見える位置にある空調室外機、ガスボンベ等の室外設備は目立たない位置に設けるか、周囲を格子等で覆うよう努める。

エアコン等の屋外設備が目立つと、落ち着いたある景観の魅力が損なわれます。これらの設備を見えないところに設けるか、見えなくする工夫に努めて下さい。

【 修景された空調室外機の事例 】



7 広告物

集落地区・**市街地地区** 共通

共通事項

広告物の素材及び色彩は自然豊かな周辺環境と調和するものとする。

広告物規制区域①：緑地と下記②以外の区域

新たに設置する広告物は自家用のみとし、屋上広告板（塔）の設置を禁止する。

表示面積は一つの事業所で合計 10 m²以下とする。

広告物規制区域②：幹線道路境界より 30m までの区域

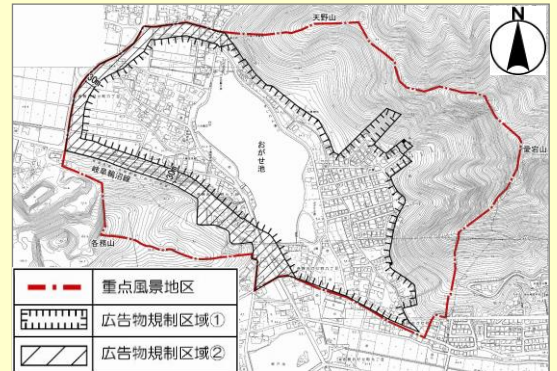
新たに設置する自家用広告物のうち、屋上広告板（塔）の設置を禁止する。

表示面積は一つの事業所で合計 30 m²以下とする。

新たに設置する自家用以外の広告物は、案内用の野立広告物のみとし、表示面積は一面で 2 m²以下、合計 4 m²以下とする。高さは 5 m 以下とする。

広告物は設置状況によっては自然景観やまち並み景観を阻害する要因になります。自然豊かな周辺環境との調和に十分に配慮して下さい。

【 歴史的な趣と調和する広告物の事例 】



8 自動販売機

集落地区

おがせ池から見える位置にある自動販売機は、周辺の景観に馴染むような落ち着いた色彩とするか、周囲を板材で覆うなどの修景措置を施す。

自動販売機は利用者の確保のため、色彩は目立つ色が用いられますが、歴史的な趣が損なわれます。目隠しや色彩の変更などの工夫に努めて下さい。

【 修景された自動販売機の実例 】



9 土地の形質の変更

市街地地区

のり面が生じる場合は周辺の景観に配慮し、芝、低木及び中高木等による緑化を行う。

山の緑が造成等により失われ、表土が露出したり、コンクリートで覆われたりすると景観に大きな影響を与えます。造成などを行う場合は、のり面を森林に近い姿に復旧して下さい。

【 のり面緑化の実例 】



10 緑地

歴史、文化の継承という観点から、おがせ池周辺の山林を保全するよう努める。

（緑の保全を図るため、各種法制度などに基づいた指定を検討する。）

おがせ池周辺では、開発が行われて山林が減少しています。おがせ池を景勝地として継承していくためには、山林を保全することが必要です。

【 緑化された住宅地と連続する山の緑 】



風景形成基準の適用除外について

- ・ 用途上又は構造上やむを得ないと認めたものについては、特例措置として本景観計画における良好な景観の形成のための行為の制限の対象外とします。この場合、あらかじめ各務原市景観アドバイザー又は各務原市景観審議会の同意を得なければなりません。
- ・ 本景観計画の施行時に既存のものやすでに着手している建築物、工作物、良好な景観の形成に支障をおよぼす恐れのある行為については、本景観計画で定める良好な景観の形成のための行為の制限の対象外とします。

●○ お問い合わせ ○●

各務原市 都市建設部 建築指導課
TEL : 058-383-1111 (代表)
市HP : <http://www.city.kakamigahara.lg.jp/>

〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地
FAX : 058-383-6365
E-mail : keikan@city.kakamigahara.gifu.jp